

広島市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱

制定	平成 5年 12月 1日	改正	平成 7年 9月 29日
改正	平成 10年 6月 17日	改正	平成 11年 4月 1日
改正	平成 12年 10月 1日	改正	平成 13年 4月 1日
改正	平成 13年 12月 30日	改正	平成 15年 11月 7日
改正	平成 17年 1月 1日	改正	平成 17年 3月 7日
改正	平成 21年 4月 1日	改正	平成 23年 3月 31日
改正	平成 28年 1月 26日	改正	令和 3年 5月 12日

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物処理施設等の設置者等に対し、必要な指導を行うことにより、生活環境の保全、産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理施設の設置等に伴う紛争の予防を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。
- (2) 中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設及びこれら以外の施設であつて産業廃棄物の中間処理（再生を含む。）を行うための施設をいう。
- (3) 積替・保管施設 産業廃棄物の積替え又は保管を行うための場所及び付帯施設（産業廃棄物処理業に係る施設に限る。）をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設等 最終処分場、中間処理施設又は積替・保管施設をいう。
- (5) 産業廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 産業廃棄物処理施設等の設置
 - イ 最終処分場又は中間処理施設の処理能力の10パーセント以上の増加を伴う変更
 - ウ 省令第12条の8第3号に規定する変更
 - エ 産業廃棄物処理施設等において取り扱う産業廃棄物の種類の追加
 - オ その他環境の保全及び災害の防止の観点から支障を及ぼすおそれがあると市長が認める産業廃棄物処理施設等の変更
- (6) 事業予定者 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者（法第14条第6項ただし書又は法第14条の4第6項ただし書に規定する者（法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可を受けようとする者を除く。）を除く。）をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、法、政令、省令及びその他関係

法令で定める事項のほか、この要綱に定める事項を遵守するものとする。

- 2 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、公害及び災害の発生を防止し、周辺環境との調和を図るものとする。

(産業廃棄物処理施設等の立地等及び構造)

- 第4条 市長は、事業予定者に対し、別に定める広島市産業廃棄物処理施設の立地等に関する指針及び広島市産業廃棄物処理施設の構造に関する指針を遵守するよう指導するものとする。

(産業廃棄物処理施設等の維持管理)

- 第5条 市長は、産業廃棄物処理施設等を維持管理する事業者に対し、別に定める広島市産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指針を遵守するよう指導するものとする。

- 2 市長は、法第15条の2の3第2項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第1項の許可を受けた者に限る。)に対し、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表方法について、幅広い関係者が当該情報にアクセスしやすいようにするため、インターネット環境が整備されている場合においては、インターネットでの公表を指導するものとする。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合には、この限りではない。

(最終処分場の廃止)

- 第6条 市長は、産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者に対し、別に定める広島市産業廃棄物の最終処分場の廃止に関する指針を遵守するよう指導するものとする。

- 2 市長は、省令第12条の11の2に規定する最終処分場の廃止の確認の申請を受けた場合において、当該最終処分場の状況が一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について(平成10年7月16日付け環水企第301号・衛環第63号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)で定める基準に適合していると認めるときは、申請者に廃止確認書を交付するものとする。

(事業計画書の提出等)

- 第7条 市長は、事業予定者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置場所、種類、規模その他の事項を記載した所定の様式による産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書(以下「事業計画書」という。)を提出するよう指導するものとする。

- 2 前項の事業計画書には、次に掲げる関係書類等を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 施設配置図
- (4) 産業廃棄物処理施設等の概要図(平面図、立面図、構造図等)
- (5) 公図の写し

- (6) 土地の登記事項証明書
 - (7) 環境概要調査報告書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項の規定により事業計画書が提出されたときは、必要に応じて実地の調査、関係法令等に係る調整等を行い、その内容について審査するものとする。
 - 4 市長は、前項の規定による審査を終了したときは、事業予定者に対し、その結果及び次に掲げる事項を通知するものとする。
 - (1) 地域住民等関係者（以下「関係者」という。）に対する事業の計画の説明に関すること。
 - (2) 法その他の関係法令に基づく許認可等の要否に関すること。
 - (3) 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可の申請を要する場合にあっては、当該施設を設置することがその周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の実施並びにその結果を記載した書類の作成及び提出に関すること。
 - 5 生活環境影響調査は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に準じて行うものとする。
 - 6 市長は、事業予定者が設置等を行おうとする産業廃棄物処理施設等が、別表の第1欄に掲げる施設であって、かつ、同表の第2欄に掲げるものに該当しない場合は、計画の変更又は廃止を指導するものとする。
 - 7 事業予定者は、第4項の規定による通知を受けたときは、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し、自らの責任において関係者へ説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。ただし、市長は、事業予定者が設置等を行おうとする産業廃棄物処理施設等が、最終処分場又は中間処理施設のうち、政令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13の2号に掲げる焼却施設、第10の2号に掲げる廃水銀等の硫化施設、第11の2号に掲げる廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、第12の2号に掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設、第13号に掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設のいずれかである場合は、関係者への説明の方法として次条で定める地元説明会の開催を指導するものとする。
 - 8 市長は、前項の説明等に長時間を要していると認めるときは、当該事業予定者に対し、当該説明等の状況を報告するよう求めるものとする。
 - 9 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、当該事業予定者に対し必要な指導を行うものとする。
 - 10 市長は、事業予定者が事業計画書を提出した後に産業廃棄物処理施設等の設置等を中止しようとするときは、書面によりその旨を届け出るよう指導するものとする。
 - 11 市長は、事業予定者が第7項の説明等を終えたときには、所定の報告書を提出するよう指導するものとする。さらに、市長は、第7項ただし書に規定する事業予定者が地元説明会等を実施したときには、所定の地元説明会等実施状況報告書を提出するよう指導するものとする。
 - 12 市長は、前項の報告書を確認し、その結果を事業予定者に通知するものとする。

（地元説明会の開催）

第8条 前条第7項ただし書に規定する事業予定者は、関係者を対象に事業の計画に関する地元説明会を開催するよう努めるものとする。

- 2 前条第7項ただし書に規定する事業予定者は、前項の地元説明会を開催するに当たっては、関係者に配慮し、事前に地元説明会開催の趣旨、開催日時及び開催場所等を記載した文書を回覧するなどして、周知を図るとともに、地区毎や複数回の開催など必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 前条第7項ただし書に規定する事業予定者は、地元説明会を開催できない正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、地元説明会に代わる方法によって、関係者に事業計画の内容を説明することができる。

(設置等に係る工事等)

- 第9条 市長は、事業予定者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る工事（法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可を要する場合にあっては、当該許可の申請）は、第7条第12項の規定による通知を受けた後に行うよう指導するものとする。
- 2 市長は、事業予定者が産業廃棄物処理施設等の設置等の工事を完了したとき（法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用するときを含む。）の規定により検査を受けるときを除く。）は、所定の工事完了報告書を提出するよう指導するものとする。
 - 3 市長は、前項の工事完了報告書が提出されたときは、当該産業廃棄物処理施設等の完了検査を行うものとする。
 - 4 市長は、事業予定者に対し、次に掲げる手続は、前項の完了検査が終了した後（工事を行わない場合にあっては、第7条第12項の規定による通知を受けた後）に行うよう指導するものとする。
 - (1) 法第14条第1項、同条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項、同条第6項又は法第14条の5第1項の規定による許可申請
 - (2) 法第14条の2第3項の規定による届出

(委任規定)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年12月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年6月1日から施行する。

別表（第7条関係）

第1欄	第2欄
汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設	1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの、1時間当たりの処理能力が2百キログラム以上のもの又は火格子面積が2平方メートル以上のもの
廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設	1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの、1時間当たりの処理能力が2百キログラム以上のもの又は火格子面積が2平方メートル以上のもの
廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設	1日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの又は火格子面積が2平方メートル以上のもの
産業廃棄物の焼却施設で、上記の焼却施設及び廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設以外のもの	1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの1時間当たりの処理能力が2百キログラム以上のもの又は火格子面積が2平方メートル以上のもの